

府中市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付要綱

平成24年1月25日

要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時において市内の緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の耐震化に係る費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）16－（12）住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日付国住街第223号、国住市第156号）及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補強設計 耐震診断に基づく建築物等の補強工事の設計をいう。
- (2) 建替設計 建替えにおいて、新たに建築物等を建築するための設計をいう。
- (3) 建替え 現に存在する建築物等を除却するとともに、当該建築物等の敷地（これに隣接する土地若しくは災害時に重要な機能を果たす建築物等であり、かつ、当該建築物等が地震による津波の浸水のおそれがある区域内にある場合等において敷地の制約上、別地にて建替えざるを得ないなどやむを得ない理由がある場合として市長が認めるときは当該別地の土地を含む。）に建築物等を新たに建築することをいう。
- (4) 耐震化指針 耐震化推進条例第6条第1項に規定する耐震化指針をいう。
- (5) 特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路をいう。
- (6) 一般緊急輸送道路 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第3項第2号の規定により緊急輸送道路として東京都耐震改修促進計画に記載された道路をいう。ただし、特定緊急輸送道路を除く。

- (7) 緊急輸送道路 特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路をいう。
- (8) 沿道建築物 建築物等のいずれかの部分の高さが東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則（平成23年東京都規則第22号）で定める高さを超えるもの（昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手したものを除く。）であって、その敷地が緊急輸送道路に接するものをいう。
- (9) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところによって行われる、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の補強設計、建替設計、耐震改修、建替え及び除却に関する事業をいう。
- (10) 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところによって行われる、一般緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震診断及び補強設計に関する事業をいう。
- (11) 分譲マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

（助成対象事業）

第3条 助成対象は、次の各号に掲げる要件に該当する事業（以下「助成対象事業」という。）とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 沿道建築物の耐震診断は、次に掲げる要件に適合するものであること。

ア 市内に存する沿道建築物（国又は地方公共団体の所有するもの及びその他市長が定めるものを除く。）を対象とする事業であること。

イ 市が地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受ける事業であること。

ウ 耐震化指針に適合する事業であること。

エ 対象費用について他の助成金等の交付を受ける事業でないこと。

オ 耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者のうちいずれかの者が行う事業であること。

カ 当該診断結果について、原則として、耐震改修促進法に基づき国土交通

大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成18年1月25日付国土交通省告示第184号）別添の指針に適合する水準にあるか否かについて、東京都が耐震改修促進法第17条の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定に際した評定を行う専門機関として指定した機関による評定を受けたものであること。

キ 耐震性向上のための設計の方針及びそれに基づいた概算改修工事費用を把握するように努めること。

(2) 沿道建築物の補強設計及び建替設計は、次に掲げる要件に適合するものであること。

ア 前号アからオまでに掲げる事項（建替設計においては、同号ウ及びオを除く。）

イ 耐震診断の結果、木造建築物等における構造耐震指標（以下「I_w値」という。）が1.0未満相当若しくは非木造建築物等における構造耐震指標（以下「I_s値」という。）が0.6未満相当又は倒壊の可能性があると判断されたものであること（補強設計に限る。）。

ウ 耐震診断の結果、I_w値が0.7未満相当若しくはI_s値が0.3未満相当又は倒壊の可能性があると判断されたものであること（建替設計に限る。）。

エ 当該耐震改修計画について、原則として、前号カに規定する評定を受けたものであること（補強設計に限る。）。

オ 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること（補強設計に限る。）。

カ 建築基準法及び関係法令に適合する内容のものであること（建替設計に限る。）。

キ 着手が当該沿道建築物の建替工事の着手前であり、かつ、完了が当該建替工事に係る新築工事前であること（建替設計に限る。）。

ク 原則として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）で定める建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に相当する内容のものであること（建替設計に限る。）。

(3) 沿道建築物の耐震改修、建替え及び除却は、次に掲げる要件に適合するも

のであること。

ア 第1号アからエまでに掲げる事項

イ 構造が耐震上著しく危険であると認められること又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。

ウ 耐震診断の結果、I_w値が1.0未満相当又はI_s値が0.6未満相当であること。

エ 耐震改修は、当該耐震改修後にI_w値が1.0相当以上若しくはI_s値が0.6相当以上となるよう計画された事業であること又は令和18年3月31日までにI_w値が1.0相当以上若しくはI_s値が0.6相当以上となる耐震改修を実施する計画の一部を実施する事業であること。

オ 耐震改修は、当該耐震改修計画について、原則として、第1号カに規定する評定を取得して行うものであること。

カ 耐震改修は、建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。

キ 建替えは、原則として、省エネ基準に相当する内容のものであること。

ク 東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱（平成28年4月1日付27都市建企第1203号）第3条の規定に基づく耐震化工事中掲示物を当該工事中の現場に掲示して行うものであること。

（助成対象者）

第4条 この要綱により助成を受けることができる者は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業又は一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業を実施する沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号の場合は、当該各号に掲げる者とする。

(1) 分譲マンション 当該分譲マンションにおける区分所有法第3条に規定する団体又は区分所有者によって合意された代表者

(2) 共同で所有する建築物等 共有者全員によって合意された代表者

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認める者を助成対象者とすることができる。

（助成対象経費）

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、沿道建築物

の耐震化に係る費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断に要する費用
- (2) 補強設計に要する費用（次号の助成を受けた特定沿道建築物を除く。）
- (3) 建替設計に要する費用（前号の助成を受けた特定沿道建築物を除く。）
- (4) 耐震改修に要する費用
- (5) 建替えに要する費用（前号及び次号の助成を受けた特定沿道建築物を除く。）
- (6) 除却に要する費用（第4号の助成を受けた特定沿道建築物を除く。）

2 助成対象経費の額は、別表に定める助成対象経費の限度額欄に掲げる額を限度とする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 別表1に定める助成金の額欄に掲げる額
- (2) 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 別表2に定める助成金の額欄に掲げる額

2 耐震診断の結果 I_s 値が0.3未満相当若しくは I_w 値が0.7未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断された特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却を実施する場合の助成金の額は、前項第1号に定める額に別表3に定める加算額の欄に掲げる額の範囲で加算した額とすることができる。ただし、免震工法その他特殊な工法による場合で面積当たりの単価に83,800円を採用したとき又は耐震改修、建替え若しくは除却に要する費用の実際の工事費の面積当たりの単価が56,300円（マンションの場合は55,200円、住宅（マンションを除く。）の場合は34,100円）に満たない場合は、当該加算をすることができない。

3 前2項で算定した助成金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

4 助成対象事業が複数年度にわたるものである場合における助成金の額の総額は、当該助成対象事業が同一年度内に完了する場合における助成金の額を超えないものとする。

5 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(全体設計の承認)

第7条 助成対象事業の助成を受けようとする者は、当該助成対象事業が複数年度にわたる場合において、初年度の助成金の交付申請の前（初年度に助成金の交付申請を行わないときは、助成対象事業に係る契約の締結の前）に、申請書により、当該助成対象事業の内容、年度ごとの事業費及び事業完了予定時期等について、全体設計の承認をとらなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、通知書により、申請者に通知するものとする。

3 全体設計の承認を受けた事業に係る各年度の助成金の額の算定にあつては、全体設計の承認を受けた事業に着手する時点における要綱を適用し、かつ、全体設計の事業費に基づき算出した額に各年度事業の事業割合を乗じた額以内とする。

(全体設計の変更の承認)

第8条 前条第2項の規定により承認することを決定した旨の通知を受けた者は、当該通知を受けた後、第10条の規定による助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受ける前に、全体設計の事業の総額、事業完了予定時期等を変更する場合は、申請書に必要な書類を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 助成対象事業の助成を受けようとする者は、申請書により市長に申請しなければならない。

2 助成対象事業が複数年度にわたるものである場合における前項の規定による申請は、助成を受けようとする各年度において行わなければならない。

3 第1項の規定による申請は、助成対象事業に係る契約の締結の前に行わなければならない。ただし、当該助成対象事業が複数年度にわたるものである場合には、当該複数年度のうち初年度を除き、この限りでない。

4 第1項の助成を受けようとする者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 5 第1項の助成を受けようとする者は、当該助成対象事業を実施する事業者に交付決定後の助成金に係る請求及び受領に関する権限を委任することができる。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査したうえ、交付の可否を決定し、通知書により申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成対象事業の実施)

第12条 交付決定者（第7条第2項の規定による承認を受けた者を含む。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる通知を受けた後速やかに、助成対象事業の請負契約を行い、助成対象事業に着手するとともに、届出書により、市長に届け出なければならない。

- (1) 助成対象事業が単年度中に完了する場合 第10条の規定による通知
- (2) 助成対象事業が複数年度にわたり、当該複数年度の初年度に助成金の交付を受ける場合 第10条の規定による通知
- (3) 助成対象事業が複数年度にわたり、当該複数年度の初年度に助成金の交付を受けない場合 第7条第2項の規定により承認することを決定した旨の通知

(助成対象事業内容の変更)

第13条 交付決定者は、助成金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、届出書により、市長に届け出なければならない。

- (1) 助成の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更
- (2) 事業工程の大幅な変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、申請内容の大幅な変更

- 2 交付決定者は、助成金の額に変更が生じる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、申請書により市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の交付変更申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(取りやめ)

第14条 交付決定者は、事情により当該助成対象事業を取りやめるときは、届出書により、市長に届け出なければならない。

(状況報告)

第15条 市長は、この要綱の施行のために必要な限度において、助成対象事業の適正な遂行を確保するため、当該事業を行う者に対し、報告を求め、又は調査することができる。

2 市長は、前項の規定による報告又は調査の結果、助成対象事業が適切に行われていないと認める場合は、当該助成対象事業が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

(事業遅延等の報告)

第16条 交付決定者は、助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び以後の遂行の見通し等を市長に報告しその指示を受けなければならない。

(完了報告)

第17条 交付決定者は、助成対象事業の全部が完了したとき、又は複数年度にわたる助成対象事業について第10条の規定により交付決定を受けた年度が終了したときは、報告書により市長に報告しなければならない。

2 交付決定者は、助成対象事業の全部が完了した後又は前項に規定する交付決定があった年度が終了した後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告書により市長へ報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該消費税仕入控除税額に係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付済みの助成金の返還を命ずるものとする。

(助成金の額の確定)

第18条 市長は、前条第1項の報告書の審査により当該報告に係る事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、通知書により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第19条 前条の通知を受けた交付決定者は、速やかに市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 第9条第5項の規定による委任があったときは、前項の規定による請求は、当該委任を受けた事業者が行うものとする。

(助成金の交付)

第20条 市長は、前条の交付請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第21条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第15条第2項の指導を行った場合において、交付決定者が指導に従わず、助成対象事業の目的が達成されないと判断したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、通知書により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第22条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付済みの助成金の返還を命ずるものとする。

(延滞利子)

第23条 市長は、第17条第3項及び前条の規定による助成金の返還を命じた場合において、助成金の交付を受けた者が期限までに返還をしなかったときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

(財産処分の制限)

第24条 交付決定者は、助成金の交付により取得し、又は効用の増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(関係帳簿等の備付け)

第25条 交付決定者は、助成対象事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を助成対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(様式)

第26条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第27条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年1月25日から施行し、平成23年10月31日から適用する。ただし、第5条第1項第2号から第5号までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年1月9日要綱第1号)

この要綱は、平成26年1月9日から施行する。

付 則 (平成26年3月19日要綱第22号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年12月9日要綱第102号)

この要綱は、平成26年12月9日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日要綱第68号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月13日要綱第19号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月29日要綱第43号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の府中市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業助成

金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第7条に規定する全体設計の承認を受けている者で、平成29年度中に請負契約を締結している者に係る平成30年度以後の助成金の額の算定にあつては、旧要綱の規定を適用するものとする。

付 則（平成30年10月24日要綱第73号）

この要綱は、平成30年10月24日から施行する。

付 則（平成31年3月7日要綱第16号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和元年9月30日要綱第35号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日要綱第39号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日要綱第53号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第5条・第6条)

費用区分	助成対象経費の限度額	助成金の額
補強設計又は建替設計に要する費用	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>1 1,000㎡以下の部分について、当該部分の面積に1㎡当たり5,000円を乗じて得た額</p> <p>2 1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分について、当該部分の面積に1㎡当たり3,500円を乗じて得た額</p> <p>3 2,000㎡を超える部分について、当該部分の面積に1㎡当たり2,000円を乗じて得た額</p>	助成対象経費の額
耐震改修、建替え又は除却に要する費用	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>1 耐震診断の結果、I_s値が0.3未満相当若しくはI_w値が0.7未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断された建築物の耐震改修に要する費用 当該沿道建築物の延べ面積に1㎡当たり56,300円を乗じて得た額又は1棟当たり5億6,300万円のいずれか低い額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は当該沿道建築物の延べ面積に1㎡当たり83,800円を乗じて得た額又は1棟当たり8億3,800万円のいずれか低い額</p>	<p>助成対象経費の額に10分の9を乗じて得た額。ただし、当該特定沿道建築物が分譲マンション以外の建築物等である場合において、当該助成対象経費の額のうち5,000㎡を超える部分に係る経費の額については、当該経費の額に20分の11を乗じて得た額とする。</p>

2 1以外の建築物の耐震改修に要する費用 当該沿道建築物の延べ面積に1㎡当たり51,200円を乗じて得た額又は1棟当たり5億1,200万円のいずれか低い額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は当該沿道建築物の延べ面積に1㎡当たり83,800円を乗じて得た額又は1棟当たり8億3,800万円のいずれか低い額

3 耐震診断の結果、 I_s 値が0.3未満相当若しくは I_w 値が0.7未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断されたマンションの耐震改修に要する費用 当該沿道建築物の延べ面積に1㎡当たり55,200円を乗じて得た額又は1棟当たり5億5,200万円のいずれか低い額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は当該沿道建築物の延べ面積に1㎡当たり83,800円を乗じて得た額又は1棟当たり8億3,800万円のいずれか低い額

4 3以外のマンションの耐震改修に要する費用 当該沿道建築物の延べ面積に1㎡当たり50,200円を乗じて得た額又は1棟当たり5億200万円の

いずれか低い額。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は当該沿道建築物の延べ面積に1㎡当たり83,800円を乗じて得た額又は1棟当たり8億3,800万円のいずれか低い額

5 住宅（マンションを除く。）の耐震改修に要する費用 当該沿道建築物の延べ面積に1㎡当たり34,100円を乗じて得た額又は1棟当たり3億4,100万円のいずれか低い額

6 建替え又は除却に要する費用 第1項から前項までに掲げる沿道建築物の区分に応じ、当該沿道建築物の耐震改修を行う場合に要する費用の額に相当する額又はそれぞれに定める費用の額（免震工法等を含む特殊な工法による場合を除く。）のいずれか低い額

別表2（第5条・第6条）

費用区分	助成対象経費の限度額	助成金の額
耐震診断に要する費用	<p>次に掲げる額の合計額。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。</p> <p>1 1,000㎡以下の部分について、当該部分の面積に1㎡当たり3,670円を乗じて得た額</p> <p>2 1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分について、当該部分の面積に1㎡当たり1,570円を乗じて得た額</p> <p>3 2,000㎡を超える部分について、当該部分の面積に1㎡当たり1,050円を乗じて得た額</p>	助成対象経費の額に5分の4を乗じて得た額
補強設計に要する費用	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>1 1,000㎡以下の部分について、当該部分の面積に1㎡当たり5,000円を乗じて得た額</p> <p>2 1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分について、当該部分の面積に1㎡当たり3,500円を乗じて得た額</p> <p>3 2,000㎡を超える部分について、当該部分の面積に1㎡当たり2,000円を乗じて得た額</p>	助成対象経費の額に3分の2を乗じて得た額

別表3 (第6条)

費用区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修、建替え又は除却に要する費用	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>1 建築物の耐震改修、建替え又は除却に要する費用 実際の工事費の面積当たりの単価と76,800円とを比較していずれか低い額から56,300円を引いた額を面積当たりの単価とし、当該単価に当該沿道建築物の延べ面積の合計を乗じた額。ただし、1棟当たり別表1の耐震改修工事に要する費用の補助対象事業費と合わせて7億6,800万円以内の額とする。</p> <p>2 マンションの耐震改修、建替え又は除却に要する費用 実際の工事費の面積当たりの単価と75,300円とを比較していずれか低い額から55,200円を引いた額を面積当たりの単価とし、当該単価に当該沿道建築物の延べ面積の合計を乗じた額。ただし、1棟当たり別表1の耐震改修工事に要する費用の補助対象事業費と合わせて7億5,300万円以内の額とする。</p> <p>3 住宅（マンションを除く。）の耐震改修、建替え又は除却に要する費用 実際の工事費の面積当</p>	<p>加算の基礎となる額に10分の9を乗じて得た額。ただし、当該特定沿道建築物が分譲マンション以外の建築物等である場合において、当該加算額のうち5,000㎡を超える部分に係る額については、当該加算の基礎となる額に20分の11を乗じて得た額とする。</p>

	<p>たりの単価と51,150円とを比較していずれか低い額から34,100円を引いた額を面積当たりの単価とし、当該単価に当該沿道建築物の延べ面積の合計を乗じた額。ただし、1棟当たり別表1の耐震改修工事に要する費用の補助対象事業費と合わせて5億1,150万円以内の額とする。</p>	
--	--	--